

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【高齢福祉課】

低所得者（第1段階）の保険料軽減により負担を軽減しています。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【高齢福祉課】

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度により利用料を軽減しています。

★(2)介護保険利用の際の手続き

介護保険利用の相談窓口専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【高齢福祉課】

甚目寺庁舎に基幹型地域包括支援センターを設置し、また、あま市社会福祉協議会に委託型地域包括支援センターを設置しており、甚目寺地区の本所を始め、七宝支所、美和支所の3か所に相談窓口を設けており、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員または介護支援専門の専門職を配置し、介護保険に関する利用方法を説明し、要介護認定申請の案内を行っています。また、高齢者の様々な相談に関する総合相談を行います。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【高齢福祉課】

来年度の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備に向け、今年度公募を行っています。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。

【高齢福祉課】

本人が認知症や知的障害・精神障害等や、単身世帯・同居家族が高齢または病弱等、本人に対し家族等による深刻な虐待があるといった4つの条件のいずれかに該当する者において特例入所を適用し

ており、愛知県において示された入所選考行指針を準用しています。

★(4)総合事業について

- ①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【高齢福祉課】

平成29年4月から総合事業を開始しました。現行相当サービスを従来型サービスとして訪問型サービスと通所型サービスに位置付けています。平成29年3月以前から訪問介護、通所介護を利用されている方で平成29年4月以降に介護認定を更新され、要介護・要支援認定が出た方で継続して訪問介護サービス、通所介護サービスを利用される方は従来型サービスが利用できます。サービス利用の際には利用者の方の状態をアセスメントしていますので、一方向的に押し付けはせず、また、利用の期限を区切った卒業ということは行っていません。利用者の方の意向と状態をアセスメントし、継続したサービスの利用をしています。

- ②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。

【高齢福祉課】

地域住民のニーズや他市町村の動向等の情報を収集し、必要なサービスが提供できるよう検討を重ねたうえで、総合事業費の確保を図っていきたいと考えています。

(5)高齢者福祉施策の充実について

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【高齢福祉課】

高齢者サロンにつきましては、社会福祉協議会がサロン運営について助成等の支援を行っています。認知症カフェにつきましては、地域包括支援センターがボランティアの協力を得ながら「ふれあいカフェ」と銘打ち主催し開催しています。また、地域の方々が主催する認知症カフェで、地域包括支援センターの実施する「ふれあいカフェ」の開催・運営方法の趣旨に賛同していただいている認知症カフェについては、運営方法やカンファレンス実施等の支援をし「ふれあいカフェ」として開催していただいています。助成については、今のところ考えていません。また、民間事業所等で開催されている認知症カフェについては、地域包括支援センターの窓口にチラシ等を置き情報提供しています。

- ②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【高齢福祉課】

介護保険制度内容の改正があることも予測され、今のところ考えていません。

★(6)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【高齢福祉課】

要介護1から5までの方を対象に実施しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【高齢福祉課】

申請書については、要介護1から5までの方を対象に個別に郵送し、申請者には認定書を窓口で即日交付しています。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【保険医療課】

税減免については基準を明確にし、運用しています。基準の見直しは考えていません。国保広域化に伴い、県の示した運営方針に沿って財政運営を行っていくこととなりますが、一般会計からの繰入額につきましては、最終的な市民負担の観点も踏まえ、急激な変化がないように配慮していきたいと考えています。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【保険医療課】

18歳未満の子どもに対し均等割を賦課しないこと及び一般会計による減免制度については、現状では難しいと考えています。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【保険医療課】

資格証明書の発行については、面談をして生活状況の把握に努め、対応しています。分納している世帯には、納付状況に応じ、1ヶ月の短期保険証から長期あるいは正規の保険証に切り替えて交付します。

★④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、

滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【保険医療課】

納付相談により生活実態の把握に努め、対応しています。分納している世帯には、納付状況に応じ、1ヶ月の短期保険証から長期あるいは正規の保険証に切り替えて交付します。差押えについては、対象者の生活状況を十分に把握したうえで、執行を判断します。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【保険医療課】

一部負担金の減免基準は、生活保護基準の1.3倍超え1.4倍以下の世帯は猶予、1.15倍超え1.3以下の世帯は2分の1減額、1.15倍以下の世帯は免除としています。
また、窓口において減免制度のチラシを常時提示しています。

⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。

【保険医療課】

支給対象者に申請書を送付し申請を促しています。また、限度額認定証の交付について周知し、高額療養費の発生数を減少させるよう努めています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【収納課】

高裁の判決文を職員すべてが十分理解し、滞納処分に際しては適正に執行します。
滞納者等からの納税相談は、生活実態等をお聞きしたうえで自主納付に向け指導しています。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【社会福祉課】

相談者に生活保護制度の説明を行い、申請を希望される方からは適切に申請書を受け付けています。
また、必要に応じて社会福祉協議会の緊急小口資金貸付制度を案内、活用するなど、速やかな対応を

しています。

- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【社会福祉課】

ケースワーカーには、被保護世帯の自立助長を図るための適切な支援を行うことが求められていることから、適正な人員配置に努めるとともに、必要とされる研修の受講を進めています。

- ★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。

【社会福祉課】

行政側のミスによる過誤払いが生じないように注意を払って事務を行っています。

過誤払いが生じた場合は、生活保護利用者の自立更生に係る費用については控除を行い、返還についても利用者と話し合いを行いながら返還方法や月々の支払額を決めています。

- ④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【社会福祉課】

資産申告については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について（平成27年3月31日付け社援保発0331第1号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、「少なくとも12箇月ごとに行わせること」とされたことにより、平成27年度から実施をしています。なお、実施に当たっては、被保護者世帯に調査の趣旨説明と協力を依頼する旨の案内文を送付して自主的な申告をお願いしています。

- ⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。

【社会福祉課】

愛知県が作成したポルトガル語・英語・タガログ語・中国語・韓国語の「制度のしおり」が用意されています。ウェブサイトへの掲載については現在のところ考えていません。

5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

【保険医療課】

県において様々な観点から議論が継続されており、市としては県の動向を注視していきたいと考えています。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【保険医療課】

子ども医療費無料制度については、市単独事業として平成29年7月より中学校卒業までの通院を全額助成(窓口負担なし)に拡充し、中学校卒業までの入院を現物給付としました。
入院時食事療養の標準負担額の助成については、現状では考えていません。
県等の動向を注視していきたいと考えています。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【保険医療課】

平成28年7月より、市単独事業として精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持されている方に、一般の病気についても助成することとしました。
自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費の助成については、県等の動向を注視していきたいと考えています。

④難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。

【保険医療課】

障害認定、各サービスに関しての相談がある方には、担当課に案内をしています。
また、申請手続き等は、漏れがないように関係各課が連携して行っています。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

【子育て支援課】

ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業を平成29年度より開始し、平成30年度はさらに拡充して実施しているほか、県の子ども調査の結果を参考にあま市のニーズにあった事業を今後研究していきます。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【子育て支援課】

子ども貧困率調査につきましては、新規事業を実施する際に、必要に応じて研究していきます。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【子育て支援課】

自立支援給付金事業については、就職のための主体的な職業能力開発の取組みの支援や、養成機関への入学時等における費用を負担することにより、生活の安定と自立の促進を図るよう実施しています。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【学校教育課】

基準は参考基準として設けていますが、参考基準を超えた世帯についても現在の状況などを加味して、認定の決定をしています。始業式、夏休み前、冬休み前に学校を通じて配布する保護者への就学援助の案内や市公式ウェブサイト及び広報で年度途中でも申請ができることを周知しています。支給内容の拡充については、平成25年8月よりPTA会費と生徒会費の費目を追加しました。入学準備金の新学期開始前支給については、平成30年度より新入学児童生徒学用品費の入学前支給を実施します。(平成30年9月議会で補正を行い、予算を確保しました。)

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【子育て支援課】

ひとり親家庭の中学生の学習及び進学意欲の向上を図るため、また、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業を平成29年度より開始し、平成30年度はさらに拡充して実施しました。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【学校給食センター課】

給食費については、学校給食法第11条の規程で経費の負担区分が明らかにされています。未納世帯については、学校を通して就学援助制度の活用を保護者へ進めています。

(3) 保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人員費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

【子育て支援課】

施設型給付等について、公立と私立とで統一的な交付方法としていただくよう要望していきたいと考えています。

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。

【社会福祉課】

近年、当市及び近隣自治体において、グループホームや通所施設等の社会資源は増加傾向にあります。一方、入所施設に関しては決して十分でない現状もありますが、国の施策として入所施設から地域への移行を推進していることもあり、海部東部障害者総合支援協議会等において、対応を検討しています。

②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【社会福祉課】

現在、長期かつ継続する外出に対するサービス提供及び施設入所者へのサービス提供は考えていません。

③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。

【社会福祉課】

国の指導に基づき、現行制度内で対応します。

④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【社会福祉課】

独自の減免制度等は考えていません。

- ★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。

【社会福祉課・高齢福祉課】

障害福祉サービスは原則として、介護保険が利用できる場合には介護保険を優先する制度であり、それに則った対応をしています。障害福祉サービスが利用できなくなる場合は窓口での説明を行い、また、高齢障害者の利用者負担軽減制度（新高額）については、該当者に対して、申請の勧奨を行う予定です。（社会福祉課）

介護保険制度は、特定疾病のある40歳以上の方も対象にし、原則、介護保険サービスを利用していただいてから、障害の福祉サービスの利用になります。障害者が65歳到達により介護保険第1号被保険者の資格取得した場合には、障害福祉担当と介護保険担当で連携しています。（高齢福祉課）

- ⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【社会福祉課】

国の施策として、入院・入所からグループホームを含めた地域生活への移行を進め、国や県の今後の対応を注視していきたいと考えます。

- ⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。

【社会福祉課】

福祉教育については、当市社会福祉協議会が市内の小・中学校において「福祉実践教室」を行っています。また、報酬単価については、国の今後の対応を注視していきたいと考えます。

8. 予防接種について

- ★①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【健康推進課】

平成26年度から、子どもインフルエンザ予防接種について、1歳から小学6年生までは2回、中学生は1回の助成券を発行し、1回1,000円の費用助成を行っています。障害者を対象とした助成は現在考えておりません。麻しん（はしか）の任意予防接種について、妊娠を予定または希望している女性（経産婦、妊婦、過去に予防接種を受けたことがある方及び風しんの既往歴がある方は除く）に対し、麻しん風しん混合ワクチンについては、5,000円、風しんワクチンについては、3,000

0円の費用助成を行っていますが、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の任意予防接種の助成は考えておりません。流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチンについて、国は定期化に向け検討することとしていますので、その動向を注視していきたいと考えています。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【健康推進課】

高齢者肺炎球菌ワクチンの接種において、2,000円の自己負担が必要ですが、現在のところ引き下げは考えていません。また、任意予防接種事業及び2回目の接種についての任意予防接種の予定はしていませんが、国において平成31年度以降の定期接種の対象者について技術的な観点から検討を行うこととしていることから、国の動向を注視するとともに、未接種者の方を対象とした接種費用の任意の助成について調査研究していきたいと考えています。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【健康推進課】

産婦健診は、産後8週以内において1回、助成しています。2回に拡充することは考えていません。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【健康推進課】

妊産婦歯科健診は、妊婦を対象に保健センターで実施しています。産婦については、今後検討していく予定です。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【健康推進課】

歯科衛生士は、常勤で3人おり、3保健センターに1人ずつ配置しています。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。

【保険医療課】

国等の動向を注視していきたいと考えています。

- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

【保険医療課】

国等の動向を注視していきたいと考えています。

- ③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳から先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【保険医療課】

国等の動向を注視していきたいと考えています。

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【高齢福祉課】

国等の動向を注視していきたいと考えています。

- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。

【保険医療課】

国等の動向を注視していきたいと考えています。

- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点等を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

【社会福祉課】

地域生活支援拠点等の整備に関しては、現在、海部圏域においても検討を進めています。報酬単価については、国の今後の対応を注視していきたいと考えています。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【保険医療課】

県等の動向を注視していきたいと考えています。

②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【保険医療課】

県等の動向を注視していきたいと考えています。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

【保険医療課】

県等の動向を注視していきたいと考えています。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

【保険医療課】

県等の動向を注視していきたいと考えています。

以上